

FAX済**ファクシミリ送信書**

(発信日) 平成25年11月22日

(受信者) 原告ら訴訟代理人 ひかり総合法律事務所

弁護士 石井誠一郎 殿

弁護士 中田 大 殿

Tel 082-228-3637 Fax 082-228-3648

(発信者)

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局 訟務部

被告指定代理人 訟務官 沖 陽子

Tel 082-228-5498 fax 082-502-3660

(事件の表示)

当事者 原告ら 門脇慧ほか15名

被告 国

事件番号 広島地方裁判所 平成25年(行ウ)第32号

事件名 司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

(本文)

上記事件について、下記の書面を直送しますので、ご査収願います。

記

1 答弁書

22枚

総枚数(本書を含む) 23枚

* お手数ですが、本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入・押印の上、本書を裁判所及び当職(発信者)宛送信願います。

受 領 書

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

fax 082-228-8429

広島法務局 訟務部 沖 行 孝

fax 082-502-3660

上記のとおりの書面を受領した。

(発 信 日) 平成25年 11月 22日

(受 領 年 月 日) 平成25年 11月 22日

(受領者氏名・印)

弁護士 中 田

大



副本

平成25年(行ウ)第32号 司法修習生の給費制廃止違憲国家賠償等請求事件

原 告 門脇慧ほか15名

被 告 国

答弁書

平成25年11月22日

広島地方裁判所民事第2部合2係 御中

被告指定代理人

〒730-8536 広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局訟務部(送達場所)

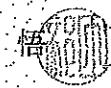
(電話 082-228-5498)

(FAX 082-502-3660)

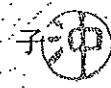
部付寺田幸



上席訟務官 田 部



訟務官 沖 陽



〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房司法法制部

部 付 徳 井 真
部 付 梶 山 太 郎

部 付 遠 藤 圭 一 郎

司法法制課長補佐 櫻 庭 伸 宏

司法法制課司法制度第三係長

手 塚 貴 与 代

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

なお、本件において仮執行の宣言を付することは相当ではないが、仮に仮執行の宣言を付する場合には、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする
と
を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 「第1章 本訴訟の意義」(7ページ)について

原告らの意見であるため、認否の限りでない。

- 2 「第2章 当事者」(9ページ)について

- (1) 「第1 原告らについて」(9ページ)について

ア 第1段落について

認否に当たり、原告らが新6・5期司法修習生であったことを確認する必要があるため、原告らの生年月日及び修習終了時の氏名（修習終了後に変更があった場合）を明らかにされたい（以下、原告らが新6・5期司法修習生であったことを前提とする原告らの主張については、特段の記載をしない限り、いずれも原告らが新6・5期司法修習生であったことにつき認否を留保する。）。

イ 第2段落について

第1文ないし第3文は認める。

第4文は、原告らに給与が支給されなかつたとの限度で認め、原告らが

司法修習を行うことによって損害を被ったことは争う。

(2) 「第2 章 被告について」(9ページ)について

第1段落は、司法修習生に被告から給与の支払を受ける憲法上の権利があり、被告にその義務があると主張する趣旨であれば、争う。

第2段落は、被告が、原告らが修習を開始するより前に司法修習生に命ぜられた者に給与を支払ってきたこと、原告らに給与を支払っていないことの限度で認める。

3 「第3章 司法修習及び給費制の憲法的意義」(10ページ)について

(1) 「第1 章 日本国憲法下における司法修習の位置づけ」(10ページ)について

ア 「1 戦前の法曹養成制度とその弊害」(10ページ)について

本件の争点との関係が明らかではないため、認否の限りでない。なお、給費制の導入に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

イ 「2 現憲法下における法曹養成制度」(11ページ)について

(ア) 「(1) 統一修習の導入」(11ページ)について

戦後、統一修習が行われることになり、法曹養成が一元化されたこと、日本国憲法に「裁判官」、「検察官」、「弁護士」という記載があること、大日本帝国憲法57条1項に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」という記載があったことは認め、その余は、統一修習が憲法上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。

(イ) 「(2) 納入の導入」(13ページ)について

裁判所法(昭和22年法律第59号)が昭和22年5月3日に施行されたこと、同法には統一修習としての司法修習制度及び司法修習生が給与を受けることが定められていたことは認め、その余は、給費制が憲法上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。

(ウ) 「(3) 修習専念義務」(13ページ)について

原則として、法曹資格は司法試験合格後に司法修習を経なければ取得できないものとされ、司法修習は法曹三者になる者全員に対して制度として課されていること、司法修習生は、将来法曹三者のいずれになるかにかかわらず、司法修習に専念し法曹として必要な素養を身につける必要があること、司法修習生は、修習期間中、司法研修所長及び実務修習の配属庁（弁護士会を含む。以下同じ。）の長の監督の下、修習専念義務が課されており、原則として兼業が禁止されていることは認め、その余は、修習専念義務が憲法上の要請に基づくものであると主張する趣旨であれば、争う。なお、最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を、配属庁の長だけでなく、高等裁判所長官及び検事長にも委託している（司法修習生に関する規則8条）。

(I) 「(4) 小括」(14ページ)について

争う。

(2) 「第2 給費制下における司法修習について」(14ページ)について

ア 「1 新64期司法修習の内容及び修習中の取り扱い」(14ページ)

について

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)について

第1文は、司法修習生には修習専念義務が課され、アルバイトなどの兼業や兼職は原則として禁止されているとの限度で認める。

第2文は、新64期司法修習生が、分野別実務修習のために全国の配属庁に赴き、集合修習のために埼玉県和光市所在の司法研修所に通う必要があり、これらに当たり、転居をする者がいたとの限度で認める。

(ウ) (3)について

新64期司法修習生につき、支給要件を満たした者に通勤手当、住居

手当等（以下「諸手当」という。）が支給されていたこと、裁判所共済組合に加入することができたことは認め、その余は不知。

イ 「2 現行6・5期司法修習の内容及び修習中の取扱い」（15ページ）について

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)について

第1段落は、「実際の法律実務に携わり事件処理にかかわっていた」との部分については、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事することはないから、これに反する主張をするものであれば、否認なし争う。その余は認める。なお、「前期修習に相当する法科大学院」との部分については、その内容が具体的に記載されておらず、不明確である上、意見にわたるものであり、認否の限りでない。

第2段落は認める。

第3段落は、現行6・5期司法修習生に司法修習生として修習専念義務が課されていたこと、分野別実務修習は東京で行われており、分野別実務修習中、配属庁に通うために転居をする者がいたことの限度で認める。「居住地制限」があったとする点については、被告が、司法修習生に対し、居住地を一定の範囲に定めるよう義務付けていると主張するものであれば、争う。

(ウ) (3)について

第1段落は認める。

第2段落は、現行6・5期司法修習生が諸手当を受けることができ、裁判所共済組合に加入することができたことは認める。なお、後段は、原

原告の意見であるため、認否の限りでないが、現行6・5期司法修習が充実していたのは諸手当の支給や裁判所共済組合への加入によるものと主張する趣旨であれば、争う。

ウ 「3 小括」(16ページ)について

第1文は争う。

第2文は、新6・4期司法修習生及び現行6・5期司法修習生に給与が支給されていたことは認め、その余は、原告の意見であるため、認否の限りでないが、司法修習が充実していたのは給与の支給によるものと主張する趣旨であれば、争う。

4 「第4章 給費制廃止に至る経緯」(17ページ)について

(1) 「第1 総論」(17ページ)について

第1段落は認める。なお、「施行を1年間延長する」とあるのは、正しくは、賃与制を定める改正後の裁判所法6・7条の2の規定は、平成23年10月31日までの間、適用しないこととされたものである。

第2段落は争う。

第3段落は認否の限りでない。

(2) 「第2 裁判所法改正に至るまでの給費制の検討経緯」(17ページ)について

ア 「1 司法制度改革審議会における検討」(17ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。司法制度改革審議会が設置された趣旨については、必要な限度で、追って主張する。

(イ) (2)について

第1文は、おおむね認めるが、司法制度改革審議会における審議の経過については、必要な限度で、追って主張する。第2文以降は認める。

イ 「2 司法制度改革推進計画における検討」(18ページ)について

認める。

ウ 「3 司法制度改革推進本部における給費制の検討」(18ページ)について

(1)の第1段落は認める。(1)の第2段落、(2)及び(3)は、法曹養成検討会において、原告らの主張するような指摘があつたこと自体を否定するものではないが、原告らの主張は、同検討会における検討の一部のみを抜粋しているものであり、同検討会における検討状況を明らかにするものとは到底いえないので、全体として争う。なお、同検討会に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

(3) 「第3 裁判所法改正による給費制廃止」(19ページ)について

ア 「1 平成16(2004)年裁判所法改正」(19ページ)について

(ア) (1)について

認める。

(イ) (2)について

国会において、給費制から貸与制に移行する内容の裁判所法改正案が可決されたことは認める。その余は、国会における改正までの議論の過程で、原告らがアないしウで主張するような意見があつたこと自体を否定するものではないが、原告らの主張は、国会における議論の一部のみを抜粋しているものであり、国会における検討状況を明らかにするものとは到底いえないので、全体として争う。なお、国会における検討状況に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

(ウ) (3)について

第1段落は、第1文については認め、第2文については、修正案の趣旨が原告らの主張するようなものであったとの趣旨で認める。

第2段落は、衆議院法務委員会において、原告らの主張する内容の附帯決議がされたことは認めるが、附帯決議の内容は原告らが主張するも

のだけではなかった。なお、附帯決議の内容に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

イ 「2 平成22(2010)年裁判所法改正」(21ページ)について

(7) (1)について

第1段落は不知。

第2段落第1文は不知。同第2文は否認する。法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが喫緊の課題であるとされたわけではない。

(1) (2)について

原告ら主張の法改正がされたことは認め、評価をいう点は争う。

(4) (3)について

おおむね認める。

ウ 「3 新65期からの給費制廃止、貸与制移行に至る経緯」(21ページ)について

(7) (1)について

おおむね認める。ただし、法曹の養成に関するフォーラムは、「給費制についての取り扱いを再度検討することを目的として設置されたものではなく、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」を検討するために設置されたものである。

(1) (2)について

第1段落は否認する。同フォーラムにおける検討は、原告らの主張するような形式上の議論にどどまるものではない。

第2段落は不知。

第3段落は、平成23年8月、同フォーラムにおける議論の結果として、貸与制に移行すべきとの結論が示されたことは認め、その余は否認ないし争う。

(ウ) (3)について

認める。

(4) 「第4 結語」(22ページ)について
争う。

5 「第5章 納入制廃止下における原告らの司法修習」(24ページ)につい
て

(1) 「第1 総論」(24ページ)について

第1段落については前記2(1)ア(3ページ)のとおりである。

第2段落は争う。

(2) 「第2 原告らが納入制廃止により置かれた状況について」(24ページ)
について

ア 「1 司法修習専念義務について」(24ページ)について

(ア) (1)について

新6・5期司法修習生につき、従来の司法修習生と同様に、修習期間中
は修習専念義務が課されていたこと、原則としてアルバイトなどの兼業
や兼職は禁止され、収入を得ることができない状況にあったことの限度
で認める。

(イ) (2)について

第1文はおおむね認める。ただし、修習専念義務は、修習期間中を通して
課されている(裁判所法67条2項)。

第2文は認める。ただし、許可ではなく、承認である。

第3文は、原告らが法曹となるために基本的に司法修習を経なければ
ならないという点は従来と同様であること、司法修習生は修習専念義務
に反した場合に罷免され得る身分であることは認める。

イ 「2 司法修習に伴う居住地移転について」(24ページ)について

(ア) (1)について

第1文及び第2文は認める。

第3文は、司法修習を受けるために転居をする者がいたという限度で認める。

第4文は、実家等から通える修習地ではなく、遠隔地の修習地に配属された者がいたという限度で認め、その余は不知。

(1) (2)について

第1文は、新6・5期司法修習生の中に司法研修所で行われる集合修習を受けるために転居をする者がいたことは認める。

第2文は認める。

第3文は、新6・5期司法修習生の中に司法研修所の寮に入寮できなかつた者がいたとの限度で認め、その余は不知。

(4) (3)について

従前、司法修習生に支給されていた諸手当が、原告らに支給されなかつたことは認める。

ウ 「3 修習に必要な経費等の補償がないことについて」(25ページ)

について

給費制が廃止されたため、給与によってノートパソコンや書籍代、スケジュール等の購入費用を賄うことことができなくなつたこと、原告らが裁判所共済組合に加入できなかつたことは認める。新6・5期司法修習生は、国から給与を受けない者(国家公務員共済組合法施行令〔昭和33年政令第207号〕2条2項4号)に該当したからである。

(3) 「第3 原告ら新6・5期司法修習の概要」(25ページ)について

ア 「1 司法修習カリキュラムについて」(25ページ)について認める。

イ 「2 修習時間等について」(26ページ)について

(7) (1)について

おおむね認める。ただし、修習時間は実務修習の配属庁によって異なる。

(1) (2)について

分野別実務修習期間が各2か月間であったことは認め、その余は不知。

ウ 「3 小括」(26ページ)について

不知。

(4) 「第4 原告らの司法修習内容について」(26ページ)について

ア 「1 裁判所における修習」(26ページ)について

一般論として、裁判修習において、司法修習生がおおむね原告らが主張するような内容の修習を行うことは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、第2段落は、原告らの主張の趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

イ 「2 檢察庁における修習」(27ページ)について

一般論として、検察修習において、司法修習生が原告らが主張するような内容の修習を行うことは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、(3)は、原告らの主張の趣旨が必ずしも明らかでないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

ウ 「3 弁護士会における修習」(28ページ)について

一般論として、弁護修習において、司法修習生が原告らが主張するような内容の修習を行うことがあることは認め、原告らが実際にどのような修習を行ったかは不知。

ただし、(1)のうち「個別弁護士事務所の職務に携わ」っていたとの点、及び(3)は、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法律に必要な能力を養成するために、実際の法律活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないのであるから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

エ 「4 司法研修所における修習」(28ページ)について

(ア) (1)について

第1文は、集合修習を「司法修習のまとめ」とする点について、集合研修が、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的に汎用性のある実務知識や技法を習得させる課程であるとの趣旨と解した上で、認める。

第2文は、新6・5期司法修習における集合修習の際、司法研修所の寮には入寮数に限界があり、司法修習生の中には、入寮の申請をしても入寮できなかった者がいたこと、B班に属する司法修習生の中にも、入寮の申請をしても入寮できなかった者がいたことは認め、その余は不知。

(イ) (2)について

第1段落は、集合修習の期間及び内容が原告らの主張するどおりであることは認める。

第2段落は、第1文及び第2文は認め、第3文のうち、集合修習では、起案に加え、刑事、民事手続に関する演習及び模擬裁判も行われていたことは認め、その余は不知。

(ウ) (3)について

不知。なお、原告らの主張が、集合修習の内容が「過酷」であるとの

趣旨であれば、否認する。

オ 「5 その他の修習」(29ページ)について

一般論として、修習時間外においても自主的に学修している司法修習生がいることは認め、その余は不知。

カ 「6 小括」(29ページ)について

修習スケジュールが「過密」であったとする点は否認ないし争う。その余は不知。

(5) 「第5 給費制廃止、貸与制による原告らの司法修習への影響」(30ページ)について

ア 「1 貸与制の概要及びその弊害」(30ページ)について

(ア) (1)について

おおむね認める。なお、保証人については、自然人2人又は最高裁判所の指定する一の金融機関のいずれかを保証人に立てなければならないこととされており、平成23年1月1日から現在までの間において、最高裁判所から指定された金融機関は株式会社オリエントコーポレーションである。

(イ) (2)について

第1段落は、第1文について、新6・5期司法修習生のうち、第1回の交付日（平成23年1月15日）に修習資金の貸与を受けた人数の割合が約84%であるとの趣旨で認める。第2文について、修習専念義務が課され、原則として兼業又は兼職により収入を得ることが禁止されていたことは認め、その余は不知。

第2段落は、修習資金の貸与を受けた司法修習生は、貸与を受けた額を返済しなければならないこと、司法修習生の中に、大学や法科大学院で就学中に奨学金を受けていた者がいることは認め、その余は不知。

(ウ) (3)について

不知。なお、貸与申請書を提出して貸与を申し込んだにもかかわらず
貸与を受けられなかつた者はいなかつた。

イ 「2 納費制廃止による原告らの司法修習の弊害について」(31ページ)について

(7) (1)について

第1段落は、原告らに給与及び諸手当が支給されていないことは認め
る。

第2段落及び第3段落は不知。

(1) (2)について

第1段落は不知。

第2段落は、第1文について、原告らが裁判所共済組合に加入できなか
つたことは認め、その余は不知。第2文は否認する。裁判所共済組合
が診療所を設置しているのは、実務修習地の中では各高等裁判所本庁所
在地のみ（全国に8箇所）であるところ、保険医療機関の指定を受けて
いる東京高等裁判所庁舎内の診療所においては、共済組合に加入してい
ない者でも、保険診療、すなわち、各自の健康保険を利用して、治療費
の3割を自己負担して診療を受けることができる。保険医療機関の指定
を受けていない他の高等裁判所庁舎内の診療所においては、共済組合に
加入していない者が保険診療を受けることはできないものの、治療費を
全額自己負担の上、診療を受けることは可能である（この場合、後日、
保険者に対し、保険者負担分の療養費を請求することができるが、療養
費が支給されるかどうかは保険者の判断による。）。

第3段落及び第4段落は不知。

(ウ) (3)について

司法修習中に法律事務所等への就職活動をする司法修習生がいるこ
と、法律事務所等への就職活動をしても採用されない場合があること、

就職活動をするための交通費が必要となる場合があること、司法修習生が原則としてアルバイトなどの兼業や兼職は禁止されていることは認め、その余は不知。

ウ 「3 小括」(32ページ)について
不知。

(6) 「第6 結語」(33ページ)について

第1段落は、原告らが従前の司法修習生と同様に司法修習生としての権利制約を課せられていたことは認め、その余は不知。ただし、「法曹実務を担いながら」と主張する部分について、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないから、これに反する主張をするものであれば、否認なし争う。

第2段落は不知。

6 「第6章 納費を受ける権利」(34ページ)について

- (1) 「第1 司法修習における給費制の意義」(34ページ)について
争う。
- (2) 「第2 司法修習生の身分及び権利制約との関係」(36ページ)について
ア 「1 司法修習生の身分」(36ページ)について
争う。

イ 「2 司法修習に取り組む上で司法修習生に課される権利制約及び必要な対価・補償」(37ページ)について

(ア) (1)について

第1段落は、司法修習生には修習専念義務が課され、原則として兼業及び兼職が禁止されているという意味で、司法修習生の行う労働行為や

経済活動が制約されているという限度で認める。

第2段落は、司法修習生が政治活動の自由を制限されているとの点については認め、その余は否認ないし争う。最高裁判所は、司法修習生に最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる（裁判所法68条）が、これをもって、司法修習生が最高裁判所の「指揮下におかれ」ているものではない。

第3段落は争う。

(1) (2)について

争う。

(4) (3)について

第1段落は争う。

第2段落は不知。

第3段落は、新6・5期司法修習で給費制が廃止されるまで、司法修習生に給与が支給されていたこと、支給要件を満たした者に諸手当が支給されていたこと、裁判所共済組合に加入することができたこと、新6・4期司法修習生の給与月額は20万4200円とされていたことは認められる。その余は、国家公務員一種試験（ただし、平成24年度から制度が変更された。）からの採用者の俸給月額が、その経歴等によって異なり得るため、それと司法修習生の給与月額とを比較することは困難であり、認否できない。

第4段落は争う。

ウ 「3 法曹になるという選択と給費を受ける権利の関係」（39ページ）

について

争う。

(3) 「第3 結語」（39ページ）について

争う。

7 「第7章 給費制の廃止が違憲無効であること」(41ページ)について

(1) 「第1 総論」(41ページ)について

争う。

(2) 「第2 給費制廃止による給費を受ける権利の侵害」(41ページ)について

ア 「1 司法修習をする上での経済的生活的側面に対する侵害」(41ページ)について

(ア) (1)について

不知。ただし、「法曹実務に携わりながら法律実務に関与していた」と主張する部分について、その趣旨が必ずしも明らかではないものの、司法修習は、法曹に必要な能力を養成するために、実際の法律実務活動の中で行われる臨床教育課程であって、司法修習生が職務として実務に従事するものではないから、これに反する主張をするものであれば、否認ないし争う。

(イ) (2)について

原告らに給与及び諸手当が支給されていないことは認め、その余は不知。

(ウ) (3)について

争う。

イ 「2 原告らが司法修習に取り組むこと自体に対する侵害」(42ページ)について

(ア) (1)について

第1段落第1文は否認ないし争う。

第1段落第2文及び第2段落は、給費制が、司法修習中が生活の基盤を確保して修習に専念することができるようになり、修習の実効性を確保するための一つの方策として採用されたものであるとの限度で認める。

ただし、司法修習生が修習に専念できる環境を整える方法は、給費制だけに限られるものではない。

(1) (2)について

「修習辞退者」が具体的にどのような者の数を指しているのか明らかでないため、認否できない。

(ウ) (3)及び(4)について

(3)の第2段落第4文は否認ないし争い、その余は不知。

(イ) (5)について

争う。

ウ 「3 小括」(43ページ)について

争う。

(3) 「第3 現行65期及び新64期司法修習生との差別による憲法14条違反」(43ページ)について

現行65期司法修習生及び新64期司法修習生に給与及び諸手当が支給されていたこと、原告らに給与及び諸手当が支給されなかつたことは認め、その余は争う。

(4) 「第4 紙賃制廃止につき何ら合理性がないこと」(45ページ)について

ア 「1 総論」(45ページ)について

争う。

イ 「2 紙賃制廃止が財政上の目的でなされたものであり不当であること」(45ページ)について

否認ないし争う。紙賃制廃止は、財源的な問題に終始してなされたものではない。

ウ 「3 法曹養成手段として何ら合理性がないこと」(46ページ)について

(7) (1)について

否認ないし争う。

(4) (2)について

第1段落はおおむね認める。なお、修習期間が約1年6か月間であったのは、平成17年4月に採用された第5・9期司法修習生までの間である。平成18年から平成23年までの間に採用された司法修習生のうち、「現行」司法修習生の修習期間は約1年4か月間であり、「新」司法修習生の修習期間は、約1年間である。

第2段落及び第3段落は争う。

第4段落は、裁判官及び検察官は国家公務員であること、裁判官はその良心に従い独立してその職権を行うこと、裁判官としての立場は平等であることは認め、その余は否認ないし争う。

(4) (3)について

国が防衛大学校及び臨床研修病院等に対して国費を支出していること、原告らの主張する「司法修習生と同等の権利制約」の内容が明らかではないものの、防衛大学校生が政治的行為や兼業・兼職につき制約を受けていること（自衛隊法〔昭和29年法律第165号〕61条ないし63条）の限度で認め、その余は否認ないし争う。防衛大学校生は、特別職公務員（自衛隊員）として任用されているものである。また、国は、臨床研修病院の一部に対して国費として補助金（臨床研修費等補助金）を支出しているが、研修医に対して国費を支出していない。

(1) (4)について

第1段落は争う。

第2段落は、弁護士が、破産管財人や成年後見人等国民の財産を公的に管理する職務につくことが制度上予定されていること、民事代理人として依頼者の財産を管理・処分する職務を担当することが予定されてい

る職業であることは認め、その余は否認ないし争う。

(才) (5)について

争う。

士 「4 納入制廃止につき何ら許容しうる論拠がないこと」(48ページ)
について

平成25年4月12日から同年5月13日に実施された、法曹養成制度検討会議中間的とりまとめに関するパブリックコメントにおいて、総数3119通のうち、2421通が法曹養成課程における経済的支援についてのものであり、そのうちに納入制復活を求めるものがあったことは特に争わないが、納入制廃止につき何ら許容し得る論拠がないとの原告らの主張は争う。なお、納入制廃止の根拠に関する被告の主張は、追って主張する。

オ 「5 紳士制廃止は司法制度改革の法曹養成の理念に反すること」(49ページ)について

(ア) (1)について

国が、法曹養成の理念の一つとして、多様な人材が法曹を目指すことができるようになることを挙げていることは認める。ただし、法曹養成の理念は、上記の点だけではない。

(イ) (2)について

否認ないし争う。

なお、司法制度改革に関する被告の主張は、必要な限度で、追って主張する。

カ 「6 小括」(50ページ)について
争う。

(5) 「第6(ママ) 結語」(50ページ)について
争う。

8 「第8章 平成16年改正前裁判所法による納入支払請求」(51ページ)

について

原告らが司法修習中に国から給与の支給を受けていないことは認め、その余は否認ないし争う。なお、第2の2(51, 52ページ)について、平成24年4月1日以降の給与の支給に関する特例に基づく減額後の現行6・5期司法修習生の給与月額は、19万4460円である。

9 「第9章 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求」(53ページ)について

公務員である国会議員が、司法修習生の給費制を廃止する立法行為を行い、それを復活させる立法行為を行っていないこと、原告らに給与が支給されていないことは認め、その余は否認ないし争う。なお、第3の1(55ページ)について、平成24年4月1日以降の給与の支給に関する特例に基づく減額後の現行6・5期司法修習生の給与月額は、19万4460円である。

10 「第10章 まとめ」(57ページ)について 争う。

第3 被告の主張

追って準備書面により明らかにする。

附 属 書 類

1 指定書 1通